

改正

平成24年 3 月22日教育委員会規則第 5 号

いすみ市学校体育施設開放事業に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78条）第13条の規定に基づき、いすみ市における社会体育振興を図るため、市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ・レクリエーションに供すること（以下「学校体育施設開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定)

第 2 条 いすみ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校体育施設開放に関し地域の実情、学校施設状況等を考慮し、学校体育施設開放を行う学校（以下「開放校」という。）の指定をするものとする。

(学校体育施設開放事業の主体)

第 3 条 学校体育施設開放事業は、教育委員会が主体となって行うものとする。

(学校体育施設開放事業の対象施設)

第 4 条 学校体育施設開放事業の対象となる施設は、指定した学校の屋外運動場、屋内運動場の施設、設備とする。

(施設管理)

第 5 条 教育委員会は、開放校の管理員を委嘱し、施設の管理、利用者の安全確保に当たらせるものとする。

(開放のための会議)

第 6 条 学校体育施設開放を円滑に行うため、いすみ市学校体育施設開放のための会議を開く。

2 この会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 利用計画の調整、実施に関すること。
- (2) 学校体育施設の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に関すること。

3 この会議の出席者は、開放校の校長及び地域の体育、レクリエーション、社会教育関係者の中

から必要に応じて教育委員会が依頼する。

(管理員)

第7条 管理員は、別に定める管理員遵守事項により第5条の職務を遂行しなければならない。

2 管理員は、非常勤とする。

(開放の日時)

第8条 学校体育施設開放の日時は、原則として別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事由が生じた場合、教育委員会は、学校体育施設開放の日時を変更することができる。

(利用の対象)

第9条 学校体育施設開放の対象は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- (1) 教育委員会に登録されている団体
- (2) 市内に居住、通勤又は通学している者の団体
- (3) 成人の指導者のある団体
- (4) スポーツ傷害に伴う保険に加入している者の団体
- (5) その他、教育委員会が必要と認めたもの

(登録の申請)

第10条 開放校の体育施設を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）の責任者は、開放校利用登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の承認)

第11条 教育委員会は、前条の開放校利用登録申請を承認したときは開放校利用登録書（様式第2号）を交付する。

(利用の手続)

第12条 利用団体の責任者は、利用しようとする月の5日前までに学校体育施設利用申請書（様式第3号）をあらかじめ教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の条件)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、開放校の施設利用の許可をしないものとする。

- (1) 学校体育施設開放事業に関する規則に違反しているとき。
- (2) 学校施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 公の秩序又は風俗を害するおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認められるとき。

(利用の取消し)

第14条 開放校の施設を利用しているものが、次の各号のいずれかに該当する場合は許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

(1) 利用の条件に違反しているとき。

(2) 管理員の指示に従わないとき。

(3) 開放校で学校教育上支障を生じたり、又は予想されるとき。

(その他)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の夷隅町学校体育施設開放事業に関する規則（平成3年夷隅町教育委員会規則第9号）、大原町学校体育施設開放事業に関する規則（平成3年大原町教育委員会規則第18号）又は学校体育施設開放事業に関する規則（平成3年岬町教育委員会規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

学校種別	開放施設	平日	土曜日・日曜日
市内小中学校	屋外運動場		午前9時から午後4時まで
	屋内運動場	午後6時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

様式第1号（第10条関係）

様式第2号（第11条関係）

様式第3号（第12条関係）